

本庄市 Instagram 公式アカウント運用ポリシー

本庄市では、市内外及び国内外に市の魅力を発信し、プロモーションを推進するにあたり、次のとおり「本庄市 Instagram 公式アカウント運用ポリシー」を定めます。

1 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram (インスタグラム)

2 アカウント名及びURL

(1) アカウント名 : honjo_smile

(2) URL : http://www.instagram.com/honjo_smile/

3 運用について

(1) 運用管理責任者は、本庄市産業開発室長とします。

(2) 運用担当者は、産業開発室職員とします。

4 情報発信の目的

(1) 本庄市の魅力や情報を市内外に発信し、利用者とコミュニケーションを行うことにより、シティプロモーションを推進することを目的とします。

5 情報発信の内容

下記に関する内容を随時発信します。

(1) 本庄市の風景や建築物、イベント、食等、Instagram 利用者の興味・関心を喚起する内容

(2) その他、シティプロモーションに資する内容

6 運用方法

(1) 運用担当者は、開庁時間内（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に不定期に投稿します。ただし、必要に応じてそれ以外の時間にも投稿する場合があります。

(2) コメントに対する返信は、必要に応じて行います。

(3) 本アカウントは、必要に応じて他のアカウントのフォローを行います。

(4) 本アカウントでは、当市へのご意見やお問合せにはお答えできません。

7 利用上の注意事項

次に掲げる情報の発信は禁止します。また、禁止事項に該当すると運用管理責任

者が判断した場合は、事前に何ら通知することなく投稿の削除をする場合がありますのでご了承ください。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似するもの
- (4) 著作権や商標権、肖像権などの知的財産を侵害するおそれがあるもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現を含む不適切なもの
- (12) **Instagram** 利用規約に反する情報
- (13) その他、運用管理責任者が不適切と判断する情報

8 個人情報保護について

個人情報の収集、利用、管理について「本庄市個人情報保護条例」に準じて適正に取り扱います。

9 知的財産権の帰属

本アカウントに掲載しているすべての情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権（商標権、著作権等のすべての権利）は、本庄市又は原著作者者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

10 免責事項

- (1) 本アカウントにおいて掲載する情報の正確性、完全性等には細心の注意を払っていますが、そのすべてを保証するものではありません。
- (2) 本アカウントは、利用者が投稿した情報、又はリンク等により移動した第三者が運営するウェブサイトの情報等について、一切の責任を負いません。
- (3) 本アカウントは、利用者が本アカウントを利用したこと、若しくは利用できなかったことにより生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (4) 本アカウントは、利用者間若しくは利用者と第三者間にトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

- (5) Instagram の利用方法、技術的な質問、又はシステム状況等に関しては一切お答えできません。
- (6) 当室は、予告なく掲載した情報を変更又は削除する場合があります。
- (7) 当室は、予行なく運用ポリシーの変更やサービスの運用を中断又は中止する場合があります。

1 1 お問い合わせ

- (1) 当ページに関するご意見、ご要望は「本庄市産業開発室」へお問い合わせください。

電話：0495-25-1169（直通）

E-mail：sangyo@city.honjo.lg.jp

- (2) 本庄市へのご意見、ご要望は市ホームページからお問合せください。

本庄市ホームページ：<http://www.city.honjo.lg.jp>

附則

この運用ポリシーは、平成 29 年 12 月 20 日から施行します。